

大阪市立大学看護学雑誌投稿規程

承認 平成16年6月17日

最近改正 平成31年3月14日

- 第1条 投稿者の資格は次のとおりとする。
投稿者は本学教員、本学学生、本学卒業生、本学修了生、大阪市立大学医学部附属病院職員とする。共著者についてはこの限りではない。但し、原則として筆頭者は本学教員、本学学生、本学卒業生、本学修了生、大阪市立大学医学部附属病院職員とする。なお、投稿原稿には本研究科の教員が1名以上加わっていることとする。
- 第2条 投稿原稿は未発表原稿に限る。
- 第3条 原稿は和文ないしは英文とする。
- 第4条 原稿の種別は原著、総説、研究報告、資料、その他とする。原稿の区分は投稿者が行うが、大阪市立大学看護学雑誌編集委員会（以下、編集委員会）が変更を求めることがある。
- 原著（Original Article）：独創性がある内容、あるいは新しい価値ある事実を含むもので、研究として意義が認められるもの。かつ論旨が明確であり、研究目的、方法、結果、考察など、論文としての形式が整っているもの。
- 総説（Review Article）：ある特定のテーマに関連した研究論文の総括・評価・解説などの知見を、1つまたはそれ以上の学問分野から幅広く概説し、考察したもの。
- 研究報告（Research Report）：内容的に原著に及ばないが、論文としての形式が整っており、研究の方向性が示され、価値が認められるもの。
- 資料（Note）：上記の分類に該当しないが、研究論文として記録にとどめる価値のあるもの。
- その他：上記の分類に該当しない委員会活動報告等で、編集委員会が適当と認めたもの。
- 第5条 人および動物を対象とする研究の場合、倫理的に配慮され、その旨を論文中に記載する。ただし、研究内容が「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」または「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」の適用となる場合は、倫理審査を受け、承認を得たことを論文中に記載する。
- 第6条 当該研究の遂行や論文作成において、利益相反となるような経済的支援を受けた場合には、その旨を論文末に記載する。
- 第7条 原稿の採否は次のように行う。
- 1) 査読を経て編集委員会が原稿の採否を決定する。
 - 2) 編集委員会の判定により、投稿者に変更の修正および論文種類の変更を求めることがある。論文種類の最終決定は編集委員会で行う。
- 第8条 大阪市立大学看護学雑誌に掲載される論文の著作権は、大阪市立大学大学院看護学研究科に帰属する。
- 2 論文の内容についての第一義的責任は、その著作者自身が負うものとする。
 - 3 著作者は自らの著作物を公衆送信、複製、翻訳するなどの形で利用することができる。ただし、出典を明記すること。
- 第9条 掲載論文は、原則としてすべて大阪市立大学学術機関リポジトリを介して学内外に公表する。
- 第10条 掲載料は無料とする。但し、写真・特殊な図表など、特別な費用を必要とした場合には著者負担とすることがある。
- 第11条 具体的な執筆要領は別に定める。

第12条 原稿提出先は次のとおりである。

〒545-0051 大阪市阿倍野区旭町1-5-17
大阪市立大学大学院看護学研究科
大阪市立大学看護学雑誌編集委員会

附則

1. この規程は、平成16年6月17日から施行する。
この規程は、平成18年7月13日から施行する。
この規程は、平成19年7月19日から施行する。
この規程は、平成21年3月12日から施行する。
この規程は、平成22年7月1日から施行する。
この規程は、平成29年5月11日から施行する。
この規程は、平成30年2月8日から施行する。
この規程は、平成30年4月1日から施行する。
この規程は、平成31年3月14日から施行する。

2. この規程の改廃は、編集委員会の議を経て、教授会で行う。